



慶應義塾大学ビジネス・スクール

愛鋼工業株式会社（C）

破産法の申請

5

愛鋼工業では旧副社長の2名は顧問として会社に残っていた。それは前製造本部長と前経理本部長であったが、前製造本部長が会長の意を受けて組合工作を行っていたのと同様に、前経理本部長は密かに会社に出社しながら、何やら弁護士と相談している様子が見えだしたのは、平成11年の2月以降のことであった。

10

同副社長の机の上には、会社の資産明細表、債権・債務の明細表、担保設定状況など貸借対照表関係書類が山と積まれた。それを知った社長に対して、辞職せずに会社に残っていた社員から「前経理本部長は何かしている。作業を止めるとか解任をすべきある」という意見が進言されたが、社長はその提案に精神的には合意しながら、何らの措置も取らなかった。

15

その当時（平成11年3月）、会長は「資金繰りは自分が付ける」と社長への経営委譲方針の変更とも思える意思を表明した。しかし社長は『会長の意思表示は資金繰りにも動くという決心をしたのだ』、と会長を幾分なりとも信用していた気配もあった。

会長は住友金属工業に出向くという噂もあったが、それは実行は成されなかった。また海外企業の増資計画もあると言われていたが、それも実現には至らなかった。その代わり、怪しげな資金支援ができるという者が会長室に頻繁に来社するようになり、社長も会長の資金調達力への期待が増大していった。事実3月末には数億円の資金が振り込まれたが、その資金の返済期間は1月であった（会長の個人保証）。そして、その後新たな資金注入計画があり、それは、「会長

20

本ケースは「経営再建論」の講座のために作成した。社名や氏名は仮称である。現在破産手続き中につき複写を禁じる。（許斐義信）

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail: case@kbs.keio.ac.jp）。また、注文は <http://www.kbs.keio.ac.jp/>へ。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。

Copyright© 許斐義信（2010年作成）